

明治二十七年日清戰役起ルヤ本事業ノ急速進捗ノ要ヲ認メ已ニ二十八年ニ入り魚雷工場ノ竣工ヲ見ルニ至リ魚雷製造ノ能力ヲ躍進セシメ得タリ(二十八年六月假設吳海軍兵器製造所ヲ置カル)

第二節 一二十七、八年戰役以降

第一項 中央艦政諸機關

二十七八年以降ニ於テモ中央艦政諸機關ハ依然引續キ同戰役以前ノ制度ヲ蹈襲シ軍務局之ヲ主掌シ海軍技術會議及海軍將官會議等ノ諮問機關ヲ有セシニ過ギザリシガ三十三年五月新ニ海軍艦政本部ヲ定メ之ヲ東京ニ置キ本部長ハ海軍大臣ニ隸シ兵器、製鋼、艦營需品及艦船ノ船體機關ニ關スルコトヲ掌リ東京海軍造兵廠、海軍下瀬火藥製造所等ヲ直屬セリ而シテ兵器ニ關スル所掌ハ同第一部ニ屬シ特ニ砲煩、水雷等ヲ區分スルトコロ無カリシガ越ヘテ大正四年十月新タニ海軍技術本部ヲ設ケ海軍艦政本部ヲ廢セリ技術本部設立ノ理由トスルトコロ左ノ如シ

輒近急速ナル科學ノ進歩ニ適應シテ艦船兵器ノ改良ヲ遂ゲンニハ現艦政本部ノ組織ハ要務多端ニ過ギ遺憾ノ點少ナカラズ仍テ分業ノ本旨ニ則リ艦政本部ノ所掌事項中艦政兵器ノ計劃、審査、研究調査及其ノ工事ノ技術上ノ監督ニ關スルコトト其ノ事務ニ關スルコトトヲ分離シ各獨立廳ヲシテ之ニ專任セシムルノ要アリ故ニ前者ノ爲ニハ技術本部ヲ新設シ後者ノ爲ニハ從來ノ艦政本部ヲ縮小セル

- 二、兵器(航空兵器ヲ除ク)ノ計畫審査及造修竝ニ兵備ノ裝備ニ關スル事項
- 三、海軍工作廳工場(航空兵器工場ヲ除ク)ノ設備ノ計畫及審査ニ關スル事項
- 四、艦船兵器ノ造修ニ要スル軍需品
- 五、造船科、造機科、造兵科士官以下(航空關係ヲ除ク)ノ教育及本務ニ關スル事項
- 六、海軍共濟組合ニ關スル事項
- 七、海軍ニ關スル勞働ニ關スル事項

- 二、水雷兵器、水路計器及其ノ材料ノ試験検査研究及改良ニ關スルコト
- 三、水雷兵器及水路計器ノ裝備ニ關スルコト
- 四、水雷兵器及水路計器ニ關スル發明又ハ新案ノ審査及採否ニ關スルコト
- 五、水雷長主管、航海長主管兵器定數標準ニ關スル事項
- 六、水雷工場、水路計器工場、機雷實驗部及魚雷實驗部ノ設備ニ關スル事項
- 七、水雷兵器、水路計器及其ノ材料ニ關スル仕様書ノ調製及購買契約書案中技術ニ關スルコト
- 八、水雷兵器及水路計器ノ造修價格ノ調査ニ關スルコト

- 三、兵器ノ準備、保管及供給ニ關スル事項
- 四、燃料及行動消耗品ニ關スル事項
- 五、炭山及油田ニ關スル事項
- 六、被服及糧食ニ關スル事項

	<p>九、關係造兵監督官及監督助手 ニ關スルコト</p> <p>十、關係造兵學生、生徒ノ教育 ニ關スルコト</p> <p>十一、關係造兵科士官以下ノ教育 及本務ニ關スルコト</p> <p>十二、技術會議ノ議案及統計年報 材料ニ關スルコト</p>

第二項 地方關係官廳

明治三十年五月海軍造兵廠條例ヲ定メラル、廠ハ吳軍港及東京ニ置キ各其ノ所在地ヲ冠稱シ吳ハ吳鎮守府司令長官ニ東京ハ海軍大臣ニ隸シ製造科、検査科、會計課及軍醫ヲ置キ従前ノ海軍造兵廠條例及吳兵器製造所條例ヲ廢セリ

明治三十五年五月新ニ海軍兵器廠條例ヲ定メ各軍港(吳ヲ除ク)ニ之ヲ置キ其ノ所在地名ヲ冠稱シ廠長ハ鎮守府艦政本部ニ隸ス廠ニ砲銃庫、水雷庫及工場ヲ附屬ス

斯クテ本條例ノ下ニ數年間ヲ經過シ三十六年一月ニ入り海軍工廠條例ノ制定ヲ見タリ條例ノ要旨左ノ如シ